

平成27年第1回美祢市議会定例会会議録（その4）

平成27年3月25日（水曜日）

1. 出席議員

1番	猶野智和	2番	秋枝秀稔
3番	坪井康男	4番	俵 薫
5番	馬屋原眞一	6番	高木法生
7番	萬代泰生	8番	三好睦子
9番	山中佳子	10番	岩本明央
11番	下井克己	12番	河本芳久
13番	西岡 晃	14番	荒山光広
16番	徳並伍朗	17番	竹岡昌治
18番	岡山 隆	19番	秋山哲朗

2. 欠席議員 なし

3. 欠 員 1名

4. 出席した事務局職員

議会事務局長	石田淳司	議会事務局長	大塚 享
議会事務局 企画員	野尻登志枝	議係	

5. 説明のため出席した者の職氏名

市長	村田弘司	副市長	林 繁美
総務部長	波佐間 敏	市長統合戦略 局長	篠田洋司
総合政策部長	田辺 剛	市民福祉部長	井上孝志
市民福祉部次長	三浦洋介	建設経済部長	西田良平
消防長	阿野一俊	総務部 総務課長	大野義昭
総務部 財政課長	白井栄次	総合政策部 企画政策課長	佐々木昭治
市民福祉部次長	杉原功一	市民福祉部 高齢福祉課長	古屋敦子
建設経済部 建設課長	中村壽志	建設経済部 商工労働課長	河村充展
教育長	永富康文	病院事業者 管理者	高橋睦夫
代表監査委員	三好輝廣	総合観光部長	藤澤和昭
上下水道 事業局長	松野哲治	上下水道事業局 施設課長	矢田部 繁 範

教育委員会 事務局 病院事業局 経営管理課 総合観光部 観光振興課 消防本部次長	山田悦子 古屋壮之 綿谷敦朗 松永潤	病院事業局 管理部長 総合観光部 観光総務課 上下水道事業局 管理業務課長	金子彰 繁田誠 三戸昌子
--	-----------------------------	--	--------------------

## 6. 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第 3 号 平成26年度美祢市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第 3 議案第 4 号 平成26年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正  
予算（第3号）
- 日程第 4 議案第 5 号 平成26年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第  
3号）
- 日程第 5 議案第 6 号 平成26年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算  
（第2号）
- 日程第 6 議案第 7 号 平成26年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算  
（第4号）
- 日程第 7 議案第 8 号 平成26年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補  
正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第 9 号 平成26年度美祢市病院等事業会計補正予算（第  
3号）
- 日程第 9 議案第21号 美祢市情報公開条例及び美祢市個人情報保護条例の  
一部改正について
- 日程第10 議案第22号 美祢市行政手続条例の一部改正について
- 日程第11 議案第23号 美祢市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例  
の制定について
- 日程第12 議案第24号 美祢市一般職の職員の給与に関する条例及び美祢市  
病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正に  
ついて
- 日程第13 議案第25号 美祢市職員の退職手当に関する条例の一部改正につ  
いて
- 日程第14 議案第26号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を

- 改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する  
条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 2 7 号 美祢市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する  
条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 2 8 号 美祢市教育長の職務に専念する義務の特例に関する  
条例の制定について
- 日程第 1 7 議案第 2 9 号 美祢市堀越コミュニティセンターの設置及び管理に  
関する条例の制定について
- 日程第 1 8 議案第 3 0 号 美祢市保育所の設置及び管理に関する条例及び美祢  
市へき地保育所の設置及び管理に関する条例の一部  
改正について
- 日程第 1 9 議案第 3 1 号 美祢市保育の実施に関する条例の廃止について
- 日程第 2 0 議案第 3 2 号 美祢市子どものための教育・保育給付に係る利用者  
負担額を定める条例の制定について
- 日程第 2 1 議案第 3 3 号 美祢市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一  
部改正について
- 日程第 2 2 議案第 3 4 号 美祢市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 2 3 議案第 3 5 号 美祢市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 2 4 議案第 3 6 号 美祢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備  
及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正  
について
- 日程第 2 5 議案第 3 7 号 美祢市看護師奨学金貸付条例の一部改正について
- 日程第 2 6 議案第 3 8 号 美祢市工場立地法地域準則条例の制定について
- 日程第 2 7 議案第 3 9 号 美祢市水道事業の設置等に関する条例の全部改正に  
ついて
- 日程第 2 8 議案第 4 0 号 美祢市水道事業の設置等に関する条例の全部改正に  
伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 2 9 議案第 4 1 号 美祢市上下水道事業管理者の給与等に関する条例の  
制定について
- 日程第 3 0 議案第 4 2 号 美祢市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関す

る条例の一部改正について

- 日程第 3 1 議案第 1 0 号 平成 2 7 年度美祢市一般会計予算
- 日程第 3 2 議案第 1 1 号 平成 2 7 年度美祢市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 3 3 議案第 1 2 号 平成 2 7 年度美祢市観光事業特別会計予算
- 日程第 3 4 議案第 1 3 号 平成 2 7 年度美祢市環境衛生事業特別会計予算
- 日程第 3 5 議案第 1 4 号 平成 2 7 年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計予算
- 日程第 3 6 議案第 1 5 号 平成 2 7 年度美祢市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 3 7 議案第 1 6 号 平成 2 7 年度美祢市介護保険事業特別会計予算
- 日程第 3 8 議案第 1 7 号 平成 2 7 年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 3 9 議案第 1 8 号 平成 2 7 年度美祢市水道事業会計予算
- 日程第 4 0 議案第 1 9 号 平成 2 7 年度美祢市病院等事業会計予算
- 日程第 4 1 議案第 2 0 号 平成 2 7 年度美祢市公共下水道事業会計予算
- 日程第 4 2 議案第 4 3 号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について
- 日程第 4 3 議案第 4 4 号 美祢市農林資源活用施設の指定管理者の指定について
- 日程第 4 4 議案第 4 5 号 美祢市過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第 4 5 議案第 4 6 号 市道路線の廃止について
- 日程第 4 6 議案第 4 7 号 市道路線の変更について
- 日程第 4 7 議案第 4 8 号 市道路線の認定について
- 日程第 4 8 議員提出議案第 1 号 美祢市議会議員定数条例の一部改正について
- 日程第 4 9 議員派遣について
- 日程第 5 0 報告第 3 号 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について
- 日程第 5 1 議案第 5 0 号 平成 2 6 年度美祢市一般会計補正予算（第 1 0 号）
- 日程第 5 2 議案第 5 1 号 美祢市水道事業職員の給与の種類及び基準を定める条例及び美祢市病院等事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 3 議案第 5 2 号 美祢市病院等事業使用料手数料条例の一部改正について

日程第 5 4 議員提出議案第 2 号 美祢市議会基本条例の一部改正について

7. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

○議長（秋山哲朗君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

本日机上に配付してございますものは、議事日程表（第4号）及び議員派遣一覧表、以上2件でございます。

御報告を終わります。

○議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、萬代泰生議員、三好睦子議員を指名いたします。

日程第2、議案第3号から日程第47、議案第48号までを会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。予算委員長。

〔予算委員長 高木法生君 登壇〕

○予算委員長（高木法生君） おはようございます。ただいまより、予算委員会の委員長報告を申し上げます。

去る3月9日、10日の2日間、本委員会を開催いたしました。本委員会に付託されました議案第3号平成26年度美祢市一般会計補正予算（第9号）及び議案第10号平成27年度美祢市一般会計予算の2議案について慎重に審査いたしましたところ、議案第3号については全員異議なく原案のとおり可決しました。また、議案第10号は、賛成多数にて原案のとおり可決いたしました。

それでは、議案の審査過程における主な質疑等について御報告いたします。

初めに、議案第3号平成26年度美祢市一般会計補正予算（第9号）について御報告申し上げます。

委員より、県営中山間地域総合整備事業において、不落札のため減額補正が計上されたとのことだが、入札は何回実施されたのか。また、そのために平成26年度に実施されない工事について、新年度予算ではどのように対応されているかとの問いに対し、執行部より、不落札による減額補正の原因としては、2年前に萩・山口

で発生した大災害の影響で、人的・物的な問題から全ての業者が入札を辞退したため、入札そのものが不執行となったものです。なお、この事業は、県・市ともに平成27年度予算に引き続き計上していますとの答弁がありました。

次に、委員より、農業費の多面的機能支払事業において、交付金の支払い時期が遅いが、もう少し早めに交付できないかとの質問に対し、執行部より、今年度までは、県全体の交付金の確定時期の関係から年度末の支払いになっていましたが、来年度からは交付金の支払いルートが変更され、市から直接早い時期に支払いができると考えていますとの答弁がありました。

次に、委員より、商工費において、国からの交付金で実施されるプレミアム商品券事業の内容についてお尋ねしたいとの問いに対し、執行部より、発行セット数2万3,000セット、総額2億7,600万円で、プレミアム率は2割です。事務の取り扱いは引き続き美祢市商工会で行ない、想定では1人当たり5セットまでと考えていますとの答弁がありました。

次に、委員より、生きがい活動支援通所事業委託料が130万円減額されているが、減額理由についてお尋ねしたいとの問いに対し、執行部より、この事業は、介護保険認定外の方を対象とした閉じこもり予防等を推進する事業で、当初年間800人予定していましたが、見込みより利用者が減少したため減額するものですとの答弁がありました。

その他、質疑・意見等ございましたが、ここでは割愛させていただきます。

続きまして、議案第10号平成27年度美祢市一般会計予算について御報告申し上げます。

この議案については、村田市長出席のもと行った総括審議の内容につきまして、主なものを御報告申し上げます。

委員より、最近、はやっているメガソーラーは、耕作放棄地ならよいが、利便性の高い道路の一番いい箇所に設置されている状況が見られる。他の自治体で規制をかけたとの話も聞いているが、せつかくの農地を生かすためにも、また新年度予算の農地リフレッシュ事業を展開する意味においても、何らかの規制をするお考えがあるかお尋ねしたいとの問いに対し、市長より、地方において、美しい山々、田畑がメガソーラーになっていくのは私も危惧しています。また、これに関する規制については、一自治体として広く規制をかけることは非常に難しいと思いますが、規

制をかけている自治体等を調査・検討をさせていただきたいと思いますとの答弁がありました。

また、委員より、美祢農林開発株式会社の役割は、農林産物を使って商品を開発し、その付加価値をもって六次産業化につなげていくことではないかと以前から考えている。新年度予算では、1,500万円が計上されているが、開発部の人件費、運転資金、試験研究費等の費用面を補うための予算額としては不足しているのではないかと問いに対し、市長より、新年度予算1,500万円のうち、約800万円は外部の優秀な人材を登用するための報酬に充てることにしています。また、残りの予算額において、一部赤字額の補填を行います。本来なら、もう少し十分な予算額を計上させていただきたいところですが、現状では、必要最低限での六次産業産品等の商品開発に努めたいと思いますとの答弁がありました。

次に、委員より、本市は、いわゆるプライマリーバランスに当たる部分について、平成26年度の単年度において、県内13市中でも高い黒字の数字を示している。このように、市債残高が減る状況の中で、村田市政の今後の方針についてお尋ねしたいとの問いに対し、市長より、美祢市の未来にとって必要なことは、中長期を見越し、また、合併算定替えの効果がなくなる5年後以降を見据え、農業施策や人口定住対策など、今、投資をしていくべきことを積極的に進め、一方では無駄な投資は抑えていくことを今後続けていく方針ですとの答弁がありました。

次に、委員より、新年度の土木費において、山口一秋吉間のサイクリングロード整備事業を実施予定だが、予算では、主に資料作成が中心になっている。老朽化したサイクリングロードを整備することにより、アウトドア派の若者への対応や、イベント、着地型観光にもつなげていけると思うが、これには期間を定めて整備を実施することが必要と考える。今後、整備費等について補正予算などで対応されるお考えはあるかとの問いに対し、市長より、このサイクリングロードの整備については、台湾、韓国の方々も含め、日本の若い方からも随分要望があります。この整備に関しては、県知事にも直接お話しており、また、今後、県や近隣市とも連携し協議を進め、ビジョンを考えていく予定です。従って、それに応じて予算補正をお願いすることもあると考えていますとの答弁がありました。

次に、委員より、新年度まち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業に1,000万円計上され、27年から5年間の政策目標として推進されることになる。



例えば、前期の第1次総合計画では、人口3万人以上を目標としていたが、現在人口は約2万6,500人程度となっている。人口定住の促進を掲げる後期計画において、どの程度の人口を目標とされるかお伺いするとの問いに対し、市長より、まち・ひと・しごと創生総合戦略については、国から求められ策定するものですが、総合計画と大きな部分で重複するものと考えているため、国の方針に従いながらも、本市の最高憲法に当たる総合計画から逸脱しない範囲で策定することになると思います。従って、3万人の目標人口についても、大きな夢として、理念は変わりませんとの答弁がありました。

順番が前後いたしますが、委員より、商工費の竹材等資源活用事業の指定管理委託料1,500万円のうち800万円は、将来代表取締役になり得る優秀な人材の登用に充てられるものとして理解できる。しかし、残りの約700万円は、赤字補填等に充てられるとのことだが、その内容についてお伺いするとの問いに対し、市長より、800万円を除いた700万円については、美祢農林開発株式会社が、公的使命を果たし、健全堅調な事業を運営していただくためのものですとの答弁がありました。これに対し、委員より、約700万円は、実質の赤字補填であると考えてる。今後、会社の定款を変更する必要もあり、その時期等について情報開示がはっきりとなされていないため、予算の修正動議を提出するとの発言がありました。

その後も、当初予算に対する質疑がありましたが、他の質疑については割愛させていただきます。

休憩を挟み、商工費の予算に対して、委員より修正動議及び修正案が提出され、美祢農林開発株式会社に対して支払われる指定管理委託料のうち、800万円部分については、同社の実質的な経営者が不在になっている状態を解消するための予算であり、喜んで賛成する。しかし、残りの約700万円は、実質の赤字補填であり、また同社の定款を変更する必要もあるため、賛成できない。よって、商工費を717万3,000円減額し、同額を予備費に計上する修正案を提出する。ただし、今後、人材登用により責任ある経営者を選任し、その新体制のもと策定された事業計画が納得できるものであれば、その事業計画に必要な額を幾らでも出すことに賛成するとの提案説明がありました。

その後、一般会計当初予算全体に対する討論を行い、委員より、予算内容において、市民の願いがかなっていない部分には感謝するが、マイナンバー制度等に関して

問題が山積みと考えているとの原案に反対する意見があり、これに対し、委員より、新年度はいろいろな分野にチャレンジすべく強弱をつけた予算配分になっていることを評価し、賛成する。修正案については、たとえ赤字補填であったとしても、法に触れていない。最低限度の予算を組んでおられるが、本来の仕事をしていく上では少な過ぎると思っっているとの原案に賛成する意見がありました。これに対して、委員より、修正案については、提案説明のとおりであり、単に約700万円に反対しているわけではない。修正案のとおり減額することを前提に、その他の原案に賛成するとの意見がありました。また、委員より、修正案については、第三セクターに関する指針があらかたできており、これに沿って計画が立てられている。今後は、指針により判断されるものと思っっている。新年度予算については、幅広い面で夢のある予算配分になっている。人口定住等、いろいろな成果が出てくることに期待するとの賛成意見がありました。

以上で、議案に対する討論を終えましたが、採決の前に、委員より、修正案については一部賛同するところもあるが、美祢農林開発株式会社はこのたび置かれる専任管理者のもと、農林産物の商品開発事業などについて市民の目に見える形で活動し、新年度予算を価値あるものに変えていただきたいということをお願いし、原案に賛成するとの発言がありました。

その後、まず、議案第10号平成27年度美祢市一般会計予算のうち、商工費及び予備費における修正案について採決を行い、賛成者少数にて修正案は否決されました。

次に、原案についての採決を行い、賛成者多数にて可決されました。

以上をもちまして、予算委員長報告を終わります。

なお、本委員会は、閉会中といえども、所管事項の審査を行うことを議長に申し出ておりますので、申し添えます。

〔予算委員長 高木法生君 発言席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） 予算委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、予算委員長の報告を終わります。

続いて、教育経済委員長の報告を求めます。教育経済委員長。

〔教育経済委員長 萬代泰生君 登壇〕

○教育経済委員長（萬代泰生君） それでは、教育経済委員会の委員長報告を行います。

さきの本会議において本委員会に付託されました議案8件について慎重に審査いたしましたところ、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決いたしました。

それでは、議案の審査過程における主な質疑等について御報告いたします。

議案第5号平成26年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

委員より、今年度の入洞者等の見込みについての質問に対し、執行部より、秋芳洞は48万人、大正洞は1万人、景清洞は1万8,500人、養鱒場は約3万人強を見込んでいますとの答弁がありました。

次に、委員より、観光事業特別会計の経営健全化計画の達成見込みについての質問に対し、執行部より、経営健全化計画上の完全達成はできませんでしたが、経営健全化基準の20%は下回る見込みで、現在13.7%を見込んでいますとの答弁がありました。

次に、議案第38号美祢市工場立地法地域準則条例の制定についてであります。

委員より、このたび制定する地域準則条例で定める基準等の内容についての質問があり、執行部より、この条例は、第2次地域主権一括法に伴う権限移譲により、工場の緑地面積率を地域の実情に即した基準を定めることができるようになり、工業専用地域、準工業地域等について、山口県の基準より緩和した割合を定めることとしています。これにより、地域の産業振興と雇用の維持や創出を図ろうとするものですとの答弁がありました。

次に、議案第12号平成27年度美祢市観光事業特別会計予算についてであります。

委員より、秋芳洞案内業務委託料について、委託職員21人分の業務委託契約書があると思うが、これを一括して観光協会に業務委託をすることはできないかとの質問に対し、執行部より、委員の提案については、選択肢の一つとして検討している最中です。直接雇用や経費の圧縮などについても検討し、今後、結論を出したいと考えていますとの答弁がありました。

次に、委員より、秋吉台リフレッシュパーク内のトロン温泉について、ボイラー等の改修時期はいつごろかとの質問に対し、執行部より、トロン温泉については、

ボイラー工事と配管工事を実施しますが、ボイラー工事をゴールデンウイーク明け、また配管工事は大規模になるため、閑散期の時期を想定していますとの答弁がありました。

次に、委員より、観光宣伝について、美祢市はどのように取り組んでいく方針かとの質問に対し、執行部より、平成26年度は、首都圏、中国圏、関西圏のエージェントを重点的に年2回訪問を行い、ツアーのお願いをするとともに、ネットワークの構築に努めているところですのでとの答弁がありました。

次に、委員より、観光地W i — F i の整備事業予算が計上されているが、これまでの整備状況と来年度はどこに設置するのかとの質問に対し、執行部より、この設備は、現在、秋芳洞観光交流センター、秋芳洞正面入り口、秋吉台案内所エレベーター口、黒谷口、美祢まるごと館の5カ所に設置しており、平成27年度は秋吉台展望台に設置を予定していますとの答弁がありました。

次に、議案第44号美祢市農林資源活用施設の指定管理者の指定についてであります。

委員より、第三セクターの第三者検討委員会からの中間報告が出ていると思うが、美祢農林開発株式会社についてどのような報告がなされたのかとの質問に対し、執行部より、美祢農林開発株式会社については、多岐にわたる業務に精通した人材の登用、また野菜活用事業については、市の事業目的、政策目的と一致しているところを踏まえて、必要な予算については市の財政的な支援が必要であろうとの御意見をいただいておりますとの答弁がありました。

次に、その他において、委員より、公園事業の遊具設置については、市内の業者で対応していただきたいとの要望がありました。

なお、議案第12号平成27年度美祢市観光事業特別会計予算について、委員より、秋吉台リフレッシュパーク・秋吉台家族旅行村指定管理委託料の積算根拠について、また、美祢駅に設置されたM i n e にぎわいステーションの件について質問がありましたが、執行部より、この2件については確認の上、後日回答することとしたので、後ほど、この場で報告いただくことになっています。

他の質疑等については、割愛させていただきます。

以上をもちまして、教育経済委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は、閉会中といえども、所管事項の審査を行うことを議長に申し

出ておりますので、申し添えます。

〔教育経済委員長 萬代泰生君 発言席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） 教育経済委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、教育経済委員長の報告を終わります。

藤澤総合観光部長。

○総合観光部長（藤澤和昭君） ただいまの教育経済委員長の中で、委員長よりこの場で報告するよう依頼がありました件、一つは、平成27年度リフレッシュパーク及び家族旅行村指定管理料の施設別の金額について、そして、もう一つは、Mineにぎわいステーションで発生した事件の概要について発言させていただきます。

報告に当たりまして、資料の配付を許可願います。

○議長（秋山哲朗君） 資料の配付、許可します。

〔資料配付〕

○議長（秋山哲朗君） 資料、いいですか。どうぞ。

○総合観光部長（藤澤和昭君） まず、初めに、指定管理料の施設別の金額についてであります。

資料にお示ししましたとおり、リフレッシュパーク分が2,489万8,000円、家族旅行村分が2,830万8,000円です。

次に、Mineにぎわいステーションで2月8日に発生した事件についてです。

なお、この資料は、当ステーションの運営委託先である市観光協会からの報告書のうち、個人情報に関する部分を加工しておりますが、それ以外は原文のままです。

内容は、資料を読んでもいただくとおわかりになると思いますが、当日、ステーションに従事していた観光協会職員に対して、本市市議会議員が来場され、威圧的な態度でどなるなど、議員としての品位に欠ける言動をとられたこと、及び他のお客様にも影響を与えたことが確認できます。また、調査した結果、当協会職員はこの事件により大変な精神的ダメージを受け、仕事を辞めたいと関係者に言われたと聞いております。

このたびの教育経済委員会の中で、ステーション職員の接遇に関する問題が取り上げられ、貴重な御意見をいただく中、一部事実と異なる発言が委員よりなされ、市民に誤解されるような内容であったため、僭越ですがあえて議員としてのあり方

を含めて申し述べさせていただいたところです。

以上、説明を終わります。

○議長（秋山哲朗君） あくまでも報告でありますから、全ての発言を拒むわけじゃございませんけども、何かございましたら。竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） 議長のお許しをいただいたんで、ちょっと一言発言したいと思います。

ちょっと流れがわからなかったんで、委員長がもう既に自席着いておられますから、委員長に聞くわけにもいかないと思います。私、実は、委員会の放映を見ておりません。ですから、今、委員長の報告聞きながら何があったのかなと思いましたが。

今、議会で政治倫理条例を、盛んに、議会を改革するためにはどうしたらいいんかということで取り組んでおる中で、こういう——まあ、裏に御丁寧に絵まで書かれて、議員がどなった、どなり始めた、どなり始めたということで、他のお客さんにも迷惑かけ、それから職員にも辞めたいというようなことまで、多分この議員さんは、そこは本意じゃなかったとは思うんです。思うんですが、やはり我々は、常日ごろから議員活動として、もっともっと品位のある行動をとるべきだと私は思っております。これに対しまして、議長はどういうふうに処理されるお考えか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） 前から、この席からでも申しておるとおり、議員はどこであろうと公僕である。時において、市民でもあるかもわかりませんが、その上に市民から選ばれた公僕であるということを胸に活動してほしいということは、常々、この席でも言っておるといふふうに思っております。

ただ、この件はあくまでも報告ですから、これに対してどうこうってすることは、私自身はどうこうできないわけでありまして、ただ、御存じのように、美祢市議会は政治倫理条例っていうのをつくっておきまして、その中での調査権っていうのがございます。これには方法が二つあるわけございまして、これは調査の請求権っていうのが第4条にあります、「市民は、議員が前条第1項各号に定める政治倫理基準に違反する行為をした疑いのあるときは、有権者の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者が、これを証する資料を添付して、議長に対して調査を請求することができる」、これは1項です。2項に、「議員は、議員が政治倫理

基準に違反する行為をした疑いのあるときは、これを証する資料を添付して、議員2名以上の連署をもって、議長に対して調査の請求をすることができる」、このように政治倫理条例では規定されておりますので、もしもこういったことが出てくるのであれば、また対処しなくてはいけないというふうに私は考えております。

以上です。よろしいでしょうか。

続いて、総務民生委員長の報告を求めます。総務民生委員長。

〔総務民生委員長 河本芳久君 登壇〕

○総務民生委員長（河本芳久君） それでは、ただいまより、去る3月16日開催の総務民生委員会の委員長報告を行います。

さきの本会議で本委員会に付託されました市長提出議案36件について審査いたしました。その結果について、まず御報告いたします。

議案第8号平成26年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第24号美祢市一般職の職員の給与に関する条例及び美祢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正について、議案第25号美祢市職員の退職手当に関する条例の一部改正について、議案第26号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第27号美祢市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について、議案第28号美祢市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、議案第35号美祢市介護保険条例の一部改正について、議案第36号美祢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について、議案第11号平成27年度美祢市国民健康保険事業特別会計予算、議案第16号平成27年度美祢市介護保険事業特別会計予算、議案第17号平成27年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計予算、以上11件の議案については賛成多数で、その他残り25議案については全会一致で原案のとおり可決されました。

それでは、議案審査の過程における主な質疑・答弁について御報告いたします。

議案第6号平成26年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）について、委員より、事業報告に関する質問がありました。この件については、後ほど、この場で執行部から報告を受けることになっております。

次に、委員より、議案第23号美祢市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条

例の制定について、審議会委員に美祢市議会議員の選出が予定されていますが、何人を想定されているかとの質問に対して、執行部より、2名との回答があり、また、議長より、選出については会派代表者会議で相談したいとの回答がありました。

次に、委員より、美祢市の総合計画との整合性はどのように考えているかとの質問に対して、執行部は、総合戦略は人口減少克服と地方創生を目的に目標や数値を設定し、後に検証していくことが国から義務づけられています。総合計画は義務づけられたものではなく、美祢市の総合的な振興・発展を目的とした計画です。当然、整合性をとりながら総合戦略を策定していくこととなりますとの答弁がありました。

次に、議案第30号美祢市保育所等の設置及び管理に係る条例の一部改正について、委員より、給食と保育料は条例改正とどう関係しているかとの質問に対し、執行部より、給食については赤郷と綾木保育園は秋吉保育園から配食予定であり、保育料については変更はないとの答弁がありました。

続いて、委員から、美東町の保育園統廃合計画について質問がありました。執行部より、再編計画では、赤郷保育園は大田保育園の分園、綾木保育園は真長田保育園の分園になる条例改正であるとの答弁がありました。

次に、議案第42号美祢市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、委員より、消防団員確保の見通しについて質問がありました。執行部から、条例定数は1,000人であるが、現在、団員数は平成26年4月1日付で917名、人口割では3.42%で、県下では非常に高い確保数となっているとの答弁がありました。

次に、議案第16号平成27年度美祢市介護保険事業特別会計予算について、委員から、保険料の軽減申請及び特別養護老人ホームの入所要件、また平成29年度から始まる新しい制度の仕組みについて質問がありました。執行部から、所得段階を確認し通知しているので、申請は必要ない。また、要介護3以上でないと特別養護老人ホームに入れないのではなく、要介護1、2でも、家庭の状況や認知症の状態等で特例で認められることになっており、また、新しい制度は指定を受けたサービス業者に加え、ボランティアや民間団体等もサービス事業者に加えようという仕組みになっているとの答弁がありました。

続いて、委員より、第6期計画の新たな特養開設の必要性について質問があり、



執行部から、介護基盤の整備については第6期計画に計上しているものについては整備している予定との答弁がありました。

また、他の委員から、予算書には地域密着型介護サービス給付が、前年度と比較して大幅増額されている理由について質問がありました。執行部より、小規模多機能型居住介護の事業者がふえていること、また、施設介護費から移行した部分も予算計上しているため、昨年度と比較して増額となっているとの答弁がありました。

次に、議案第18号平成27年度美祢市水道事業会計予算について、委員より民間活力の活用について研究をされているかまた、今後の設備投資に対し、給水原価がどの程度上がるのかとの質問がありました。執行部より民間活力については、全国的に見て活用しているところが多くなっており、設計や施工、資金調達、運営、維持管理等で積極的に利用導入されているところもあるので、検討してまいりたい。給水原価については、改めて説明したいとの答弁がありました。

続いて、他の委員から、美東簡水に新たに設置される軟水化装置について質問があり、執行部から、軟水化装置のシステムは浄水と同じであり、硬度については浄水と同じ75で設定しているとの答弁がありました。

以上をもちまして、総務民生委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は、閉会中といえども、必要であれば所管事項の審査を行うことを議長に申し出ていますので、申し添えておきます。

〔総務民生委員長 河本芳久君 発言席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） 総務民生委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、総務民生委員長の報告を終わります。

矢田部施設課長。

○上下水道事業局施設課長（矢田部繁範君） 総務民生常任委員会における、議案第6号環境衛生補正予算審査時における質疑について、報告いたします。

委員より質問があり、特別会計の会計報告は聞くけど、事業報告は聞いたことがない。もしわかれば、処理事業料、どれぐらいのトン数をやっているのか、できたら5年前くらいからであったか、いわゆる動向が見たい。わかれば御答弁願いたいという質問がありました。この質問でございますが、この事業量につきましては、平成21年に有収水量が8万941立方メートルであったものが、平成25年には

約65%の5万1,779立方メートルと年9%程度で減少しており、収支の悪化が顕著となっている状況です。

また、加入者につきましても、平成21年には81件であったものが平成25年には5%減の77件と、わずかではありますが減少しております。しかしながら、この事業は、昭和48年に供用開始して以来、終末処理場、中継ポンプ所2カ所などの施設が40年以上経過をしており、老朽化をしており、毎年部分的には改修をしてきておるわけですが、秋吉台地域の良好な自然環境を保全するためのものであり、今後とも継続していく必要がございます。今後は、大規模施設の改修を行うことも視野に入れた見直しを検討していく時期に来ていると考えております。

以上でございます。

○議長（秋山哲朗君） 以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。ただいま予算委員長、教育経済委員長、総務民生委員長からの申し出のとおり、委員会の所管事項につきまして閉会中も調査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の所管事項につきましては閉会中も調査することに決しました。

続きまして、特別委員長の報告を求めます。議会改革推進特別委員長。

〔議会改革推進特別委員長 荒山光広君 登壇〕

○議会改革推進特別委員長（荒山光広君） ただいまより、去る3月12日開催の議会改革推進特別委員会の委員長報告を行います。

まず、本特別委員会において協議を重ねてまいりました議員定数の適正化について、昨年12月12日に意見の取りまとめを行い、議員定数を16人もしくは17人が適当と本会議にて報告した件に関し、去る2月25日開催の議会運営委員会において、秋山議長からの諮問事項として協議し、議員定数を次期改選から16人とする事とする答申を行ったところですが、今会期中に条例改正の手続を進めている旨の報告を行いました。

続いて、議会改革の推進に関する事項の協議に入り、3月6日に開催された同分科会の協議内容について報告を求めました。

河本分科会座長より、美祢市議会議員の政治倫理に関する条例の改定案について、

各会派の検討状況を意見交換または情報交換したらどうかとの意見が出たが、この件については既に本特別委員会の議題となっているため、その他の事項について協議を行った。

その協議の中で、全員協議会や会派代表者会議について、規定や規約を設けることの提案、また、会議規則や申し合わせ事項等についても確認をしていく必要があるとの提案が出された。この二つの案を検討することと併せて、請願や要望書等の取り扱いの見直しについても意見があった。これらのことは次回以降の分科会において取りまとめ、本特別委員会に提案したいとの報告がありました。

この報告に対し委員より、「本特別委員会設置の趣旨は、議会改革を進めていくことにある。会議中に議員の不適切な発言が見られることや行政視察のあり方などについて、過去の反省の観点からの議論はなされなかったのか」との質問に対して、河本座長さんより「行政視察のあり方や議会での議員の言動等、議員の資質という面ではいろいろ意見が出ている。このたびの分科会では、議論を深めていないが、議員として襟を正し、誤解を招く行動を厳に慎むとの申し合わせは確認している」との回答がありました。

その後、美祢市議会議員の政治倫理に関する条例の改定案を議題とし、委員より意見を求めました。

これに対して、委員より大きく分けて二つの意見が出ました。

まず、「改定案では、市の契約に対する遵守事項の規定が細部にわたり厳格に盛り込まれているが、そこまでの規定を設ける必要はない」「地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重する旨の文言を新たに明記し、この条例を遵守するための規定として議長への誓約書の提出について定めれば足りる」また、「条例の遵守義務違反に対する措置については規定してもよい」など、議員みずからの倫理性が必要であり、条例に厳格規定を盛り込むことの重要性を見出せないとする複数の意見。

一方で、「議員は市民に誤解を招くことのないよう、常に倫理性について頭に置く必要がある」「倫理条例はあくまでも努力規定であり、議員の心構えとして厳格に規定するべきである」また、今回の条例改正案を提出した純政会所属の委員より、「市政への信頼が地域振興につながる。市民に信頼される議会として基盤を構築するための条例改正を実施すべき」「住民に疑惑の念を生じさせないため、外観を確保しようとする条例改正であり、罰則規定は定めていない」など、厳格規定を盛り

込む必要性を訴える意見が出ました。

その後、公的な補助金等を議員が受け取る場合の規定についての発言や、過去の裁判例、判例等の説明などがありました。詳細については割愛いたします。

最後に、委員から委員長の私に、倫理条例の改正時期について質問がありましたが、「6月ぐらいにまとまればいいが、性急に進めることのないよう慎重に議論を重ねる必要があると考えている」とお答えしたところであります。

また、「議員定数の適正化に関する分科会の役目は終えた。今後は全体会で議会改革の推進に関して議論してはいかがか」との提案がありました。これに対しては、「分科会の座長さんとも相談して検討していく」とお答えしたところであります。

以上で、議会改革推進特別委員会の委員長報告を終わります。

〔議会改革推進特別委員長 荒山光広君 発言席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） 議会改革推進特別委員長報告に対する質疑はありませんか。

竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） 本来なら、私も議会改革の委員の一員でありますので委員長に対して質問するのはいかがかというふうに思うわけですが、先ほど藤澤部長のほうからお配りになったあれを見まして、私は議員そのものが日常生活の中の活動の規範をもう少し掘り下げてやるべきであるし、それからそれを守らない場合はどうするのかというのは、もう少し、92条の2を入れ込むことについて私は賛成なんです。ですが、それは上乘せをしない程度のものであればということが前提なんです。ぜひ、議員そのもの、個人の常日頃の活動規範をもう少しきちんと整理をして、そしてそれをまた遵守するような方法を委員長にとっていただけるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） 荒山委員長。

○議会改革推進特別委員長（荒山光広君） ただいまの御発言でございますけども、委員長報告の中でも申しましたように、議会改革の推進に関する事項、今、分科会でやっておりますけども、この中で今のようなことも踏まえてしっかりと議論を深めて、また、座長さんのお話にもありましたように、分科会として取りまとめたものをまた本特別委員会で今度は全体で協議をしていただくということになろうと思いますので、分科会の中でまたそのあたりについても議論を深めていけたらというふうに思っております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、議会改革推進特別委員長の報告を終わります。

以上をもちまして、特別委員長の報告を終わります。

この際、11時10分まで休憩をいたします。

午前10時59分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き、会議を開きます。

これより議案の討論、採決に入ります。なお、討論につきましては会議規則第54条の規定により、発言は全て簡明にされるようお願いをいたしておきます。よろしくお願ひします。

日程第2、議案第3号平成26年度美祢市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） この議案に賛成ですが、地域住民生活緊急支援交付金でプレミアム商品券事業が実施されます。これは、1セット1万円で1万2,000円の買い物ができます。1人5セットまでで5万円の購入で6万円の買い物ができるものです。地域によっては、超お得なこの商品券が求めにくいという問題点もあり、改善の余地があるのではないかと思います。

次に、住宅リフォーム助成制度も工事費の上限が30万円となっていますが、畳がえやふすま、建具の改修など工事費が10万円以上でも対象になるようにしていただきたいことを述べまして、意見といたします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第3号を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第4号平成26年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第4号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第5号平成26年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第5号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第6号平成26年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第6号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第7号平成26年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第7号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第8号平成26年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） この制度に反対です。

75歳以上の高齢者を国保や健保から切り離したこの制度が、お年寄りの暮らしや健康に大きな影響を与えています。この制度に反対いたします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第8号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第9号平成26年度美祢市病院等事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第9号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第21号美祢市情報公開条例及び美祢市個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第21号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第22号美祢市行政手続条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第22号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第23号美祢市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第23号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第24号美祢市一般職の職員の給与に関する条例及び美祢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） 今回のこの議案は公務員の給与削減ですが、公務員の給与は、民間賃金のリード的な役目を果たしています。今回の引き下げは、地域の労働者の賃金の引き下げにつながりかねないので反対いたします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第24号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第25号美祢市職員の退職手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） 職員の早期退職を促すものではないかと考えましたので、反対いたします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第25号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決

であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第26号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） 反対です。この新制度のもとでは教育長は首長が直接任命するので、教育長へのチェック強化になります。首長の権限が強化され、教育長の任命についても、首長の意向が強く反映されます。教育に関する政治的中立の維持と安全維持的な教育行政を保証する仕組みが弱まります。

こうした理由から、この条例制定に反対をいたします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第26号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第27号美祢市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） 先ほど議案第26号で述べました理由に関連しますので、反対いたします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。岡山議員。

○18番（岡山 隆君） それでは、賛成討論を行ってまいります。

今般、この教育委員会における委員長というものは、特別職でありまして、それを今回教育長は一般職からそれを特別職にするということで、こういった案件、さ

まざまな面におきまして、自公政権でこういう形になったほうが一番適切であるとの判断のもと、各自治体にこういった対応として条例を制定されてきた案件とっておりますので、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第27号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第28号美祢市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） 先ほど議案第26号で述べました理由に関連しますので、反対いたします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第28号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第29号美祢市堀越コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第29号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第30号美祢市保育所の設置及び管理に関する条例及び美祢市へき地保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第30号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第31号美祢市保育の実施に関する条例の廃止についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第31号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第32号美祢市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第32号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第33号美祢市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第33号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第34号美祢市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第34号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第35号美祢市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） 介護保険料は、今までは所得が200万円の方でも1,000万円の方でも同じ額でしたが、今回13段階になったことは、評価できます。

しかし、所得が200万円の方は約58%、そして125万円の方は56%の大幅な値上げになります。標準額では32.1ですが、所得によって大幅な値上げになっています。この保険料の値上げは負担が重すぎます。

公費による低所得者の保険料の軽減強化もありますが、この軽減対策の対象は1段階の方のみの対象でしかありません。

軽減対策の拡大を求めて反対意見いたします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第35号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第36号美祢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） 今回の改正で条例が緩和されていますが、介護職員の方が多くの利用者を担当することになり、介護職員の人手不足を加速させる結果となると考えます。このことは、介護事業所、施設の運営に打撃を与えるのではないかと思いますので、反対をいたします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第36号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第37号美祢市看護師奨学金貸付条例の一部改正についてを議

題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第37号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第38号美祢市工場立地法地域準則条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第38号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第39号美祢市水道事業の設置等に関する条例の全部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第39号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28、議案第40号美祢市水道事業の設置等に関する条例の全部改正に伴

う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第40号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29、議案第41号美祢市上下水道事業管理者の給与等に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第41号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第30、議案第42号美祢市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第42号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第31、議案第10号平成27年度美祢市一般会計予算を議題といたします。



本案に対する御意見はございませんか。坪井議員。

○3番（坪井康男君） 一般会計予算の中に、美祢農林開発株式会社への指定管理料1,500万が含まれております。この1,500万のうち800万は管理責任者の採用予定を当て込んでの person 費だと、このように理解しておりますし、これは、もろ手を挙げて賛成をいたします。残りの717万3,000円については、私は、正当な根拠はないということで反対をいたします。

よって、本案に含まれておりますので、一般会計予算を反対いたします。

理由を言います。この700万のうち、400万は野菜活用部門の赤字補填だと、300万は商品開発部門に対する投資といえますか経費に充てると、このような御説明でございました。

国の三セクの基準にこういうのがあります。

公的支援を行う場合にあっては、支援を漫然と継続することや、支援の規模が安易に拡大することがないようにすることが特に重要である。このため、地方公共団体と第三セクターとの間で公的支援の上限や期限、支援を打ち切る要件等について取り決めておくことが必要である。その際には、第三セクターが行う事業の公共性、公益性、法人形態、存続の前提となる条件等を踏まえた検討を行うことが求められていると。

この部分が、700万を出すときの執行部の説明の後に、これが加わっております。

前段階だけを理由にしておられますので、私は後段階の公的支援を漫然と行うなということですから、国の指導の基準に反しておると思います。次、言います。

それから、美祢農林開発御自身が作成されたとされる経営改善計画案中期ビジョンの中に、全ての部門において抜本的な見直しを行うことが不可欠であると考えられると、こう書いてあります。これは、美祢農林開発さんがお出しになった資料です。

で、国の指針にこういうのがあります。

第三セクター等の抜本的改革を必要とする状況にありながら、取り組みが遅れている地方公共団体にあつては、抜本的改革を含む経営健全化について、速やかに取り組むことが求められると。

で、「注」として、第三セクター等の抜本的改革とはということで説明がついて

います。

第三セクター等が行っている事業そのもの意義これは、必要性とか、公益性とか、採算性等について改めて検討を行い、事業継続の是非や事業手法の選択について、第三セクター等の存廃を含めて判断を行うこととすると、こうなっています。これに反しています。

結論的に言えば、美祢農林開発の最重要課題は、この法人をトータル的にマネジメントできる人材を早急に採用し、現場管理の責任者としてこの方を配置し、組織体制の再構築を図ることを大前提であると考えます。

そういう方が見つかってきちんとした体制ができるまでは、この700万の指定管理料を出すべきではないと、このように思います。で、また……

○議長（秋山哲朗君） 坪井議員。

○3番（坪井康男君） はい。

○議長（秋山哲朗君） 先ほど、ここは、御意見を言われても、執行部から何だ言うことはできないんですよ。だから、簡潔に言って言ったのはそこでありますので、できるだけ簡潔にお願いします。

○3番（坪井康男君） いや、簡潔に言おうと思いますけど、簡潔に言おうと思って、（「すいません」と呼ぶ者あり）これ、できないんですよ。だから、それだけ言わしてください。要するに、（「はい」と呼ぶ者あり）じゃあはっきり言って終わります。（「はい」と呼ぶ者あり）要するに、まず、人材をきちんと整えてくださいと。そうでないところに幾らお金をつぎ込んでも、何の効果がないということを申し上げます。

特に商品開発部門なんかは、商品開発できるスタッフがおりますか。そんなところに300万出したってどうにもならないじゃあないですか。

以上で終わります。反対です。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。先に、岡山議員。

○18番（岡山 隆君） それでは、私のほうから賛成討論をしてみたいと思います。

このたびの美祢市の一般会計予算というものは、皆様方も御承知のとおり158億3,600万円予算づけがされました。前回、3.4%かちょっと、2年連続でちょっと上がりました。

そういった中で、今回の予算の中をしっかりと見ていくと、定住人口の増加を図るため、国、県の制度を上回る県内トップクラスの保育料軽減制度をスタートさせています。

それから、多子世帯等保育料軽減事業、この保育料が2子目は半額、そして、3子目は無料と、これは所得制限なしでこういった施策を組んでおります。

これによって、市の負担というのは保育料軽減分5,260万円、それと、多子世帯新規拡大分5,220万円ということで、合わせて1億480万円ちゅうのを市が本当に手出しして、こういった対応を考慮してやっている。こういったことを、本当、私たちはよく見ていかなくちゃならない。私は、個人的には、本当によく決断されたなど、このように思っております。

また、子育て世代から要望が強かった美祢さくら公園において、大規模遊具を設置するというので、3,000万円の予算づけもされていますし、命を守るインフラ整備における供用整備事業等、点検保守、こういったところも、きちっと7,400万円お金がつけてます。これ、本当に大事なことなんです。

そして、総務管理費として一般職員の人件費、臨時職員の人件費などもこの新年度予算できちっとついて、それによって、ようやく自治体、市がぐるぐる回っていく。

ということで、指定管理の問題もありますけれども、公益性、公共性、こういったところのものは、しっかりと協議していくことは大事ですけれども、公明党のスタンスとして全国的にそういったところのものは、この公益性、公共性ということ判断しながら、おおむね、こういったところを協議しながらも、何ちゅう言いますか、賛成して、大きな問題があれば、あれですけれども、しっかりとその辺は協議するけども、市全体の予算を見た場合には、反対するだけのものはないということで、今回はこの新年度、平成27年度美祢市一般会計予算については賛成いたします。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。反対……三好議員、反対ですよね。

○8番（三好睦子君） はい。

○議長（秋山哲朗君） 三好議員。（発言する者あり）（笑声）

○8番（三好睦子君） それでは、反対討論いたします。

一般会計予算についてですが、総合支援学校の設置や保育料の軽減、児童クラブの拡充など徐々ではありますが、市民の皆さんの願いが実現に向けた予算があります。

農業予算では、農業に関する新規事業も組まれて、中でも、むらまち交流推進事業は期待が持てる事業です。ほかにも、賛成できる事業があります。

しかし、秋芳北部地域統廃合小学校整備事業についてですが、嘉万小学校、別府小学校のそれぞれの保護者の方、地域の方から賛否両論の意見があります。住民の合意の確認のないまま、小学校校舎建設の予算がついているということを、統廃合が先行した予算ですので、この予算に反対いたします。

○議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） まず、2点について意見を述べさせていただきます。賛成の立場からの意見でございます。

1点目は、ジオパーク認定を目指して、いろんな予算が組まれております。従って私、予算委員会で申し上げたと思うんです、美祢市がジオパークを目指していって、道路の周辺で非常に利便性の高いところにもメガソーラーが設置され始めたということで、できれば自然環境等の調和を図るために、あるいはもう一步踏み込めば、そうした農地を耕作者のあっせん、農業委員会かもしれませんが、そうした施策を講じることが非常に大事であろうなあとというふうに、意見を申し添えておきます。

それから、もう一点は第三セクターに対する指定管理料についてでございますけど、さきの一般質問を行いまして、第三セクターの位置づけにつきまして、私は、1時間執行部と議論を重ねた結果、なぜ第三セクターをつくったのかという基本から議論をしまして、理解をいたしました。しかしながら、反対意見も出たわけでありましたが。

まことに残念なのは、第三セクターをつくって、もともと美祢農林開発が何の事業をしようとしたのか、これが行政目的に従って、その行政目的を達成するために第三セクターをつくったというふうに、私は、さきの一般質問で認識をいたしました。

そうするならば、先ほども意見がありましたが、支援の上限が決めてないと。決

めてないなら現段階では、私は評価すべきだと思うんです。私もあのときに決めるべきだという意見を持っておりましたが、現段階では決まっておられません。

それから、仮に、今700万を削除したならばということだったと思うんです。何の効果もないと、こうおっしゃったんです。ただ、今現場で、私たちも竹の子や箸を買わしていただいとります。しかしながら、非常に職員のモチベーションが低下しているんです。それは何かと言うたら、議会が余りにも批判しすぎている。私はそう思うんです。携わっている人たちも同じようなことを言っているんです。

「一生懸命やってもだめだ」と。「議会でたたかれる」と。私は、議会でたたくんじゃなくて、もし反対ならば代案を出すべきだと思うんです。

確かに、管理者がきてからそれから計画してもいいじゃないかとおっしゃったんです。で、一部商品の開発については、評価するという意見もありました。しかし、誰が指導するんかという話もありましたが、当然、県やそうした指導機関があるわけですから、十分活用して進めていっていただきたいと。

従いまして、私は、基本の基本である第三セクターをつくって、行政目的を達成するためにつくったあの会社を、いかに今からすべきかというのは、多分、あのときに、純政会の皆様からも意見があったと思うんです。

ぜひ、今年度、しっかり取り組んでいただいて指定管理の期間も1年ということですので、あえてそれも覚悟の上でされたと思います。大いに期待をしながら、賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第10号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第32、議案第11号平成27年度美祢市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。岩本議員。

○10番（岩本明央君） 私は、賛成の立場で発言を申し上げます。

ただ、ちょっと残念なことがありますので、その辺をちょっと申し上げたいと思います。

新年度予算書の343ページ、それに関して、352、3、354、5に関するところですが、9の繰入金というのがございます。これは、本年度は2億7,318万6,000円で、この中で国保会計の基金の取り崩しが4,000万円ほどあります。一般会計からは、2億3,318万6,000円で、基金の取り崩しが4,000万円ありますので、ちょっと残念やなあという感じを持っておるわけです。

これは、我々一般の市民としたら、定期預金をちょっと解約して生活費に回せるような意味合いもあるような気がしますんで、まあ、やむを得るところがありますが、賛成の立場で発言をいたしました。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） 反対いたします。

国保の加入者は、低所得者とひとり世帯が大半です。支払い能力を超えた国保料は負担が重いのです。払える国保してほしいと願っています。

低所得者の方は、法定減額制度があります。自動的に減額されますが、これらの減額の適用は税の申告をしていることが前提です。法定減額制度であることを周知していただきたいのです。

それと、国からの支出金——国庫支出金ですが、これをふやしていただくよう、国のほうへ要望していただきたいことを述べまして、意見いたします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。岡山議員。

○18番（岡山 隆君） 議案11号に関しまして、賛成討論を行ってまいります。

世界に誇るべきこの日本の医療保険制度をしっかりと持続可能なものとし、市民に質の高い効率的な医療を提供していくことが需要であります。

市町村の国保というものは、国民皆保険の基盤として重要な役割を果たしていますが、医療を必要としながら、高齢者の加入が年々増加をしております。

そういったことで、国では年間3,000億円を超える赤字が実質続いているわ

けです。こういった構造的な問題を抱えておるわけでございます。そういったところのもの、予算のことを詳しく言えばちょっと長くなりますから、もうその辺はしよりますけれども、現在の市町村ごとの運営では、財政面で不安定になる危険が高いため、公費拡充で財政の基盤の強化を行っているということで、何とかこの平成27年度の美祢市の国保事業特別会計というものが成り立っているということを、私たちは、知っていかなければならないわけです。もう皆保険制度がないなったら、はあ、私ら生きていけないんです。

そういったことで、従って、今後とも質、効率的な医療が受けられることに感謝いたしまして、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第11号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第33、議案第12号平成27年度美祢市観光事業特別会計予算を議題といたします。本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） 賛成討論です。

テレビ放映の「花燃ゆ」で萩を訪れている観光客の方に、美祢市まで足を延ばしていただくよう、招致に頑張ってくださいたいのです。

また、トロン温泉の施設整備費で、ボイラーが整備されることになっております。露天風呂が早く使われるよう着工を急いでいただきたいことも併せてお願いを申し上げまして、賛成意見といたします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第12号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決

であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 日程第34、議案第13号平成27年度美祢市環境衛生事業特別会計予算を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第13号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第35、議案第14号平成27年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計予算を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第14号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第36、議案第15号平成27年度美祢市農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第15号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決さ



れました。

日程第37、議案第16号平成27年度美祢市介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） 反対いたします。

今回の予算は、厚生労働省の介護保険制度の見直しに関連して取りまとめられた予算となっています。中でも一番利用者の多い要支援1、2の訪問介護とデイサービスの保険給付を廃止し、市町に事業を移すとしています。このことは、介護保険料を払っても介護が受けにくくなるということになりかねません。また、介護報酬の単価の引き下げなどで、介護を受ける側も提供する側も厳しくなると考えます。

市としても安心できる介護サービスが保障される、そういった制度も今回盛り込まれておりますようですが、国に対してこの介護保険制度の——国に対してこの制度の改善を求めていただきたいことを述べまして、意見といたします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第16号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第38、議案第17号平成27年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） この後期高齢者医療制度は、高齢者に差別医療を押しつける高齢者いじめの制度です。7年前に制度導入以来、既に3回にわたる保険料が値上げが実施されてます。高齢者の生活を圧迫する重大な要因となっています。従来の保険——老人保健制度に戻すことを要望して、この後期高齢者医療制度17号に反対をいたします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。猶野議員。

○1番（猶野智和君） では、賛成の立場で発言いたします。

後期高齢者医療制度ですが、患者自身が受診されたときの負担は基本1割負担、これを除いた残りの負担を公費が5割、現役世代からの支援が4割を負担しています。要は、後期高齢者の方が受診されたときの負担は1割ですが、残りの9割は公費並びに国保と被保険者の負担で成り立っています。これは、後期高齢者の方に負担がかからないように国が制度としてつくったものと考えています。また、都道府県単位で広域連合を設立し、スケールメリットを生かした運営を行っており、安定した医療の提供、保険料の地域格差の是正などを可能としています。従いまして、現制度における高齢者医療制度において今以上の制度、特に財源確保を示すことができなければ、当議案を反対と言っても説得力に欠けるものと考えます。

以上、賛成討論です。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第17号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第39、議案第18号平成27年度美祢市水道事業会計予算を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） この議案に賛成いたします。

以前に秋芳、美東の地域が合同で上水道の硬度低減化に向けて、地域の住民の皆さん、署名を添えて市長さんに要望に行かれました。今回やっと、27年度に本格的な予算がつきました。早期実現に期待をして、賛成意見といたします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第18号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決

であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第40、議案第19号平成27年度美祢市病院等事業会計予算を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） この議案に賛成いたします。

市民の命綱である病院が近くにあるということは、市民がいつでもすぐに治療が受けられるという安心と健康増進に大きな役目を果たしています。そして、雇用の場にもなっています。診療科目をふやすなどでさらに充実した病院事業になることを期待いたしまして、賛成といたします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第19号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第41、議案第20号平成27年度美祢市公共下水道事業会計予算を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第20号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第42、議案第43号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第43号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第43、議案第44号美祢市農林資源活用施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第44号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第44、議案第45号美祢市過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第45号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第45、議案第46号市道路線の廃止についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第46号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第46、議案第47号市道路線の変更についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第47号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第47、議案第48号市道路線の認定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第48号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時、午後1時まで休憩をいたします。

午後0時05分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

日程第48、議員提出議案第1号美祢市議会議員定数条例の一部改正についてを議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。

〔議会改革推進特別委員長 荒山光広君 登壇〕

○議会改革推進特別委員長（荒山光広君） それでは、議員提出議案第1号美祢市議会議員定数条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

なお、本案は、河本芳久議員、萬代泰生議員、高木法生議員の御賛同をいただきまして、提出するものであります。

本案は、美祢市議会議員の定数を、現行の19人から3人を減じ、次期美祢市議会議員一般選挙から議員定数を16人とすることを提案するものです。

本市議会におきましては、平成22年3月にそれまでの議員定数26人から7人を削減し、平成24年4月に執行された美祢市議会議員一般選挙から19人としてきたところであります。

しかし昨年、平成26年第2回（6月）美祢市議会定例会本会議において、美祢市議会解散に関する動議が提出されたことに起因して、複数の議員から、解散の議論を行う前に、適正な議員定数を含めた議会改革の議論を先にすべきではないか、との発言がございました。

その後、平成26年7月15日に秋山議長を除く全議員をもって構成する議会改革推進特別委員会を設置し、同特別委員会の協議事項の一つとして、議員定数の適正化に関する事項について協議いたすことになりました。

同特別委員会は、この協議事項に関する分科会を設け、集中的に協議を行うこととし、県内の全市及び他県の類似自治体における標準財政規模・面積・人口・議員数などを参考に、本市と他市の状況を比較検討、また、昨今の他自治体における議員定数の削減状況等も鑑みまして、協議を重ねてまいりました。

そして、平成26年12月10日に開催した分科会において議論を尽くした結果、これまでの協議内容また市民の方々から頂戴した御意見等も踏まえ、「議員定数を16人もしくは17人とすることが適当」との意見が2日後の特別委員会に報告され、この内容について協議した結果、分科会と同様の意見が取りまとめられたとこ

ろであります。

その結果、平成26年12月19日の本会議において、議員定数に関する特別委員会の最終的な協議結果として、「議員定数を16人もしくは17人とすることが適当」との委員長報告がなされたところです。

その後、最終的な議員定数の決定について、秋山議長が議会運営委員会に諮問し、平成27年2月25日に開催された同委員会において慎重に協議をいたしましたところ、一部定数削減に対する否定的な意見もありましたが、最終的に委員多数の意見により、本市議会の議員定数を16人とすることが適当との判断が下され、その旨議長に答申がなされた次第でございます。

本市議会では、平成23年3月に議会基本条例を制定し、この間議会改革を推し進めてまいりました。しかし、地方議会の役割と責任はますます増大する中で、私たちは真に市民の負託に応え、信頼される議会、地方分権を担う議会を創造し、美祢市のよりよい将来につなげていく必要があります。

このたびの定数削減については、美祢市議会内部からの提案に始まり、全議員が協議・検討を重ね、また、本市を取り巻く状況を熟慮の上、議会改革の一環として提案するものです。

以上で提案理由の説明といたしますが、議員の皆さんにおかれましては、全会一致をもって御議決賜りますようお願い申し上げます。

〔議会改革推進特別委員長 荒山光広君 発言席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） これにて、提案理由の説明を終わります。

これより、議員提出議案第1号の質疑を行います。質疑はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） 質疑で、あと討論があるんですか。意見がありますか。

○議長（秋山哲朗君） 討論はあります。御意見は言うところがあります。

○8番（三好睦子君） 言ってもいいですか。

○議長（秋山哲朗君） いいえ、御意見は言うところがあります。今、委員長に対しての質疑ですから、場面が違います。

○8番（三好睦子君） 後で言わせていただきます。

○議長（秋山哲朗君） よろしいですか。そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議員提出議案第1号の討論を行います。御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） 意見を述べさせていただきます。

先般の6月議会でこの解散動議が出まして、その中で「自由闊達な議論ができる議会」、「市民の負託に応えられる議会に」という趣旨でありましたが、この解散動議の中がなぜ定数削減にまでなったかと思うのですが、その中で議員定数について考えますと、議員定数については、この議員は、仕事が民主主義の根本問題であって、地方議会の根幹に触れる重要な問題です。

議員の役目として、それぞれの地域の住民を代表する機能、二つ目は自治立法権に基づく立法機能、三つ目は執行機関に対する批判・監視機能の三つの基本的な機能をしております。議員が少なくなるということは、この基本的機能を保障する観点から、地域の住民の負託に応える議会に議員活動が少なくなると考えておりますので、この議員定数削減には反対をいたします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議員提出議案第1号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第49、議員派遣についてを議題といたします。



お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第157条の規定により、お手元に配付いたしたとおり、議員を派遣したいと思いを。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣をすることに決しました。

さらにお諮りいたします。ただいま決定いたしました議員派遣につきましては、その後の事情により変更が生じた場合は、変更の決定について議長に委任いただきたいと思いを。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、その後の事情により変更が生じた場合は、変更の決定について議長に委任いただくことに決しました。

この際、暫時休憩をいたします。

なお、この間に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

午後1時10分休憩

.....

午後2時44分再開

○議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

先ほど、日程第48、議員提出議案第1号の採決の際に、私のほうから本案に対する委員長報告は原案可決というふうに申しましたが、本案は委員会付託を省略しておりますので、この部分を削除し、訂正をいたします。

この際、三好議員より発言の申し出がございましたので、発言を許可します。三好議員。

○8番（三好睦子君） 先ほどの平成27年度一般会計予算の討論の際に、秋芳北部地域小学校の統廃合について、住民の合意のないままと発言しましたが、保護者や住民の方に説明を重ねられ、理解が得られていると聞きましたので、訂正いたします。

○議長（秋山哲朗君） この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

ただいま机上に配付いたしたものは、議事日程表（第4号の1）及び議案付託表

の以上2件でございます。

御報告を終わります。

○議長（秋山哲朗君） お諮りいたします。日程第50から日程第54を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、日程第50から日程第54を日程に追加することに決しました。

日程第50、報告第3号から日程第53、議案第52号を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

○市長（村田弘司君） 本日、平成27年第1回美祢市議会定例会に追加提出をいたしました報告1件、議案3件について御説明を申し上げます。

報告第3号は、損害賠償の額を定めることに関する専決処分についてであります。

これは、平成27年1月10日、本市所有の自動車による公務上の事故に伴い、損害賠償の義務が発生したため、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、3月5日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

議案第50号は、平成26年度美祢市一般会計補正予算（第10号）であります。

このたびの補正は、まず総務費では、ふるさと美祢応援寄附金事業において、寄附者数の大幅な増加に対応するため、業務委託料やふるさと美祢応援基金元本積立金など総額で1,420万3,000円を増額するとともに、教育費では中学校教育振興業務において、奨学基金に対する繰出金50万円を計上するものであります。

一方歳入では、特定財源として、ふるさと美祢応援寄附金877万円及び中学校費寄附金50万円を計上するとともに、一般財源として、特別交付税543万3,000円を増額するものであります。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,470万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166億1,092万5,000円とするものであります。

議案第51号は、美祢市水道事業職員の給与の種類及び基準を定める条例及び美

祢市病院等事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてであります。

これは、昨年8月の人事院による給与勧告、いわゆる人事院勧告に基づく給与制度の総合的見直しに準じて、本市の給与制度を整備するため、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は平成27年4月1日から施行するものであります。

議案第52号は、美祢市病院等事業使用料手数料条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、国において介護報酬の見直しが行われたことにより、介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額の一部が改正されたことに伴い、介護老人保健施設——グリーンヒル美祢ですが、——における居住費に係わる利用料について、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は平成27年4月1日から施行するものであります。

以上、提出いたしました報告1件、議案第3件について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（秋山哲朗君） これにて、提案理由の説明を終わります。

これより、議案の質疑に入ります。日程第50、報告第3号損害賠償の額を定めることに関する専決処分についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第3号を終わります。

日程第51、議案第50号平成26年度美祢市一般会計補正予算（第10号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第50号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第52、議案第51号美祢市水道事業職員の給与の種類及び基準を定める条例及び美祢市病院等事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第51号は、所管の委員会へ付託いたします。  
日程第53、議案第52号美祢市病院等事業使用料手数料条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第52号は、所管の委員会へ付託いたします。  
この際、暫時休憩をいたします。  
この間に、予算委員会及び総務民生委員会の開催をお願いいたします。

午後2時53分休憩

.....

午後4時24分再開

○議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

日程第51、議案第50号から日程第53、議案第52号を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。予算委員長。

〔予算委員長 高木法生君 登壇〕

○予算委員長（高木法生君） ただいまより、先ほど開催いたしました予算委員会の委員長報告を申し上げます。

本会議で本委員会に付託されました議案第50号平成26年度美祢市一般会計補正予算（第10号）の1議案について慎重に審査いたしましたところ、委員より特に質疑、意見等はなく、全会一致にて原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、予算委員長報告を終わります。

〔予算委員長 高木法生君 発言席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） 予算委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、予算委員長の報告を終わります。

続いて、総務民生委員長の報告を求めます。総務民生委員長。

〔総務民生委員長 河本芳久君 登壇〕

○総務民生委員長（河本芳久君） ただいまより、先ほど開催いたしました総務民生

委員会の委員長報告を申し上げます。

本会議で本委員会に付託されました議案第51号及び議案第52号の2議案について慎重に審査いたしました。議案第51号については全会一致にて、議案第52号については賛成者多数により原案のとおり可決いたしました。

それでは、議案の審査過程における質疑について御報告いたします。

議案第52号美祢市病院等事業使用料手数料条例の一部改正について、委員よりこの度の条例改正により、病院の2人から4人部屋の居住費が50円アップするが、収益への影響額はどれほどか。また、その収益について予算書等にはどのように反映するかとの質問に対し、執行部より、収益への影響は、病床数から判断すると1年間で109万円程度と考えています。また、この条例改正は3月19日の官報で示された国の指針に基づくものであるため、当初予算への反映ができなかったものです。予算書への反映は9月以降の議会と考えておりますとの答弁がありました。

さらに委員より、居住費の値上げ額はどのように決定されたのかとの質問に対し、執行部より居住費の最終的判断は自治体で行いますが、基本的には国の方針に準じて決定したものです、との答弁がありました。

他の質疑については割愛させていただきますが、次に、採決の前に委員より意見がございましたので御報告いたします。

委員より病院における居住費の増額は、利用者の負担増となるとの反対意見がありました。これに対して、他の委員より居住費の考え方として、在宅で生活した場合でもかかるものではないかとの発言がありました。

以上をもちまして、総務民生委員長報告を終わります。

〔総務民生委員長 河本芳久君 発言席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） 総務民生委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、総務委員長の報告を終わります。

以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

日程第51、議案第50号平成26年度美祢市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第50号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第52、議案第51号美祢市水道事業職員の給与の種類及び基準を定める条例及び美祢市病院等事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第51号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第53、議案第52号美祢市病院等事業使用料手数料条例の一部改正についてを議題といたします。本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） 今回、提出された議案も厚労省の介護保険制度の負担増の見直し案の一連のものとして賛成できません。

こうした居住費の値上げは、いずれ食費等負担増に道を開き、低所得者の方が施設を利用する場合に、食費や居住費などの負担を軽減することの縮小や廃止にもつながってしまうのではないかと考えますので、この議案に反対をいたします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。岡山議員。

○18番（岡山 隆君） それでは、賛成という立場で討論してまいりたいと思います。

今回、この居住費について厚生労働省、市としっかりと精査した上で、こういう形で需用費としての光熱費、上がったと思います。

今、いろいろ低所得者の負担がかかるということで、いろいろいつも言われておりますけれども、今回実際のところ、この介護保険料、基準としては5,840円、そして生活扶助者、非常に生活大変な方そういった扶助者に対しては0.5、だか

ら美祢市は2,920円です。それをさらに国、今回、自公政権でそういった扶助者に、立場的に弱い人をさらに負担をかからないようにしていこうということで0.45ということで、この介護保険料は2,620円程度、約300円さらに低くなっている。

そういったところをもって見たら、非常に今回50円上がっても、そういった生活扶助者にとっては、まだまだそういったところ引かれてもまだまだ十分いけると。そういうところの見方もちゃんと私たちはしていかなくちやならないということで、いずれにしても、そういったことの考慮もしているということで賛成討論といたします。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第52号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第54、議員提出議案第2号美祢市議会基本条例の一部改正についてを議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。

〔議会運営委員長 荒山光広君 登壇〕

○議会運営委員長（荒山光広君） それでは、議員提出議案第2号美祢市議会基本条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

なお、本案は河本芳久議員、萬代泰生議員、高木法生議員の御賛同をいただきまして、提出するものであります。

本案は、議会と市民との意見交換の場をさらに拡大するため、市民との意見交換会を実施することについて、美祢市議会基本条例第6条に規定するものであります。

本条例第5条「市民参加及び市民との連携」には、その第1項に「市民に対する情報発信や説明責任を十分に果たすこと」、また第4項には「市民との意見交換の

場を多様に設け、議員の政策立案能力の強化と政策提案の拡大を図ること」をうたっております。

従いまして、この議会基本条例を制定以後、市民に対する議会報告会を、私ども議会側の発意で開催してまいりました。

しかしながら昨今、市民の方々から、我々市議会議員と意見交換する場を設けてほしいとの御要望を頂戴しておりますことから、今後さらに議会の役割と責任を果たすことを目的に、市民の方々からの御発意により開催いたします意見交換会を実施するため、本提案を行うものです。

なお、本条例は平成27年4月1日より実施することとしております。

以上で、提案理由の説明といたします。議員の皆さんには全会一致をもって御議決賜りますようお願い申し上げます。

〔議会運営委員長 荒山光広君 発言席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） これにて、提案理由の説明を終わります。

これより議員提出議案第2号の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第2号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議員提出議案第2号の討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議員提出議案第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は可決されました。



以上をもちまして、定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。

この際、村田市長より御挨拶の申し出がありましたので、お願いをいたします。  
村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

○市長（村田弘司君） それでは、3月定例会市議会の終わりに当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

今期市議会定例会に提出をいたしました平成27年度予算を初め、各議案につきまして本会議並びに各委員会を通して慎重に御審議をいただき、それぞれ原案のとおり御議決を賜り、厚く御礼を申し上げます。議案審議の過程におきまして賜りました貴重な御意見・御指摘につきましては十分に尊重いたしまして、今後、各施策並びに予算の執行に努めてまいり所存でございます。

さて、本定例会の冒頭、施政方針演説でも述べさせていただきましたけれども、平成27年度は市民の皆様方とともに作り上げました第1次美祢市総合計画・後期基本計画がスタートする重要な年でございます。これまでの国際交流の推進、六次産業の創出、そしてジオパーク活動の推進のトリプルエンジンをさらに加速をいたさせまして、新たな重点プロジェクトであります定住促進につなげてまいりまして、美祢市が持ちます可能性に向かって邁進をしてみたいというふうに考えております。

本市の財政は依然として厳しい状況下にありまして、平成27年度を境に今後、普通地方交付税は大幅に減少してまいります。だからこそ逆に、平成27年度を美祢市再生元年というふうに位置づけまして、強い意志を持って市民の方が夢・希望・誇りを持ってお暮らしできる交流拠点都市美祢市の実現に向けて、ふるさと美祢を愛する皆様と一緒に、全力を傾注してまいり所存でございます。

どうかこの上とも一層の御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、上下水道事業におきまして専属の管理者を置き、諸問題に対し機動力を持って対応したいと考え、本議会に関係条例の制定議案を提出し、御議決を賜ったところであります。従いまして、この場をお借りをいたしまして上下水道管理者に現在、美祢市総務部長であります波佐間敏君を4月1日付で任命いたしたく御報告を申し上げます。

終わりにりましたが、美祢市議会の限りない御発展と議長を初め、議員の皆様方のますますの御健勝、御多幸を祈念申し上げまして挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

○議長（秋山哲朗君） これにて、平成27年第1回美祢市議会定例会を閉会いたします。大変お疲れでございました。ありがとうございました。

午後4時42分閉会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年3月25日

美祢市議会議長

秋山哲朗

会議録署名議員

高代恭生

〃

三好睦子